

保護者 様

秋間小の新しい学校生活(令和4年 12月版)

秋間小学校では、文部科学省や群馬県のコロナウイルス対応のガイドラインに沿って、校内での感染防止に努めております。そこで、文部科学省からの通知「新型コロナウイルス感染症対策と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策」に基づき、本校の冬期における感染対策について見直しました。ご家庭へお願いする部分もありますので、よくお読みになり、気になる点については学校へお問い合わせください。

【ご家庭へのお願い】

- ◎登校前、家で必ず検温、本人・家族の体調のチェックをしてください。チェック表に記入し問題が無ければ、ランドセルにつるす「確認カード」に体温を記入し押印して送り出してください。
- ◎本人またはその同居家族に発熱等のかぜの症状や感染が疑われる症状がある場合には、登校を控えてください。冬は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行も見据えて、ご家庭でも同居家族全員の丁寧な健康観察と対応のご協力をお願いします。
- ◎本人またはその同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査を受けることになった場合には、必ず学校へご連絡ください。検査結果につきましても、わかり次第、ご連絡をお願いいたします。インフルエンザの診断を受けた場合もご連絡ください。
- ◎登校後に体調不良等で保健室に来室した児童は、速やかに検温を行い、発熱がないかを確認します。この時に37℃以上の発熱、激しい咳、のどの痛み、頭痛、倦怠感など等の感染が疑われる症状がある際は、速やかに下校させます。すぐにお迎えに来ていただくこととなりますので、緊急連絡先になっている番号に連絡がつきやすいようにしておいてください。
- ◎学校生活では、会話や近い距離での活動が避けられないため、基本的にマスクを着用して活動しますが、体育や休み時間、登下校など場面によってはマスクを外すよう指導し声かけをします。
- ◎外から校舎に入る際は必ず手指消毒をさせ、さらに石けんで手を洗わせます。
- ◎児童がマスクを忘れた場合は学校のを支給いたしますが、連続して忘れないように声かけをお願い致します。
- ◎毎日水筒を持参させてください。(水分補給は感染予防にも効果があるため)
- ◎児童の手洗いの意識を高めるため、清潔なハンカチやタオルを必ず持たせてください。
- ◎マスクを外した際に入れるビニール袋(ジップロック等)を持参させてください。机の中に保管し、給食等でマスクを外した際に入れます。必ず記名をしてください。
- ◎学校内のゴミ箱は多数の児童や教職員が使用します。感染防止のため、鼻をかんだティッシュや鼻血がついたティッシュなどは、家から持参したビニール袋に捨てます。小さめのポリ袋を持たせてください。
- ◎保護者の方が校舎に入る場合は必ず職員玄関から入り、入り口で検温と消毒をしてください。また、外来者が来校した際も、同様の対応をします。

※どんなにルールを守っていてもコロナウイルスに感染することは免れないと思います。秋間小学校は、「強くてやさしい心」の育成を学校教育目標の一つの柱にしています。もしも地域や学校の友達に感染者が出たとしても絶対に差別や誹謗中傷を行うことのないよう、ご家庭でもしっかりとご指導ください。

1 登校時・下校時

児童：○冬も、登下校の際はマスクを外す又はずらして歩いてよいことを指導します。ただし、その場合、一列で間隔を空けて並び、会話をしないことも指導します。

○学校では児童玄関前にマスクをつけて並ばせ、職員が確認カードへの記入と押印、かぜ症状の有無を確認し、両方あれば校舎内へ通します。体温の無記入や印がない場合は、検温後に児童の様子を確認をし、問題が無ければ校舎内へ通します。検温の結果、37度以上(平熱が高い場合は個別に判断)あれば、帰宅の連絡をします。

○校内の感染状況によっては、玄関前で全員の検温を一定期間実施します。

○外から校舎に入る際は(登校後もすぐに)必ず手指消毒・手洗いを行わせます。

○同居の家族に発熱や風邪の症状等がみられる場合は登校を控えていただきます。この場合も出席停止扱いとなります。

職員：○児童と同じ健康観察表で毎朝検温と体調チェックをし、異常があれば出勤を控えます。

○同居の家族に発熱や風邪の症状等がみられる場合も出勤を控えます。

2 授業中

【授業全般】

○机の配置は、1mを目安に可能な範囲で間隔を空けるよう配慮します。

○児童および職員は基本的に人との距離が近い室内ではマスクを着用しますが、マスク着用が困難な場合には強要はせず、周囲の児童にも理解を促します。また、体育や屋外での活動は、マスクを外すよう指導します。

○身体的距離が十分にとれない教室内等での活動は、警戒レベルが高い期間は控えます。

○子ども同士での物の貸し借りは当面行わせません。

【実技教科】

○音楽の授業では、授業の前後に手指消毒を徹底して行います。指導方法を工夫して、感染対策を行います。警戒レベルや校内の感染状況によっては、合唱や管楽器演奏を控えます。

○体育の授業では、授業の前後に手指消毒を徹底します。また、児童同士の間隔を常に意識して整列し活動します。

・基本的にマスクを外して活動させます。マスクを外している間は、十分な距離を取って活動させ、近距離で会話をしないよう指導します。

・体育館での活動も同様な対応をとり、更に開始前に窓やドアを開けて通風をよくし、児童間の距離の確保や、会話をしないことを徹底します。

○家庭科やクラブでの調理実習は、授業の前後に手指消毒を徹底して行います。また、児童同士の間隔を常に意識して整列し、活動します。警戒レベルや校内の感染状況によっては、調理実習を控えます。

○活動全般において、なるべく共用のものは使わないようにしますが、使う場合もあります。その際は使用前後の手指等の消毒を徹底させます。

【校外学習等】

○校外学習は、感染対策と健康観察を徹底して実施します。

○信頼できる外部講師には、感染予防対策をしっかりとった上で、指導をお願いします。

○校内の感染状況によっては、校外学習や外部講師による学習、集会活動を控えたりリモートで実施したりします。

【換気・加湿】

- 教室内は CO2 モニターを常時稼働し、換気状況が分かるようにしています。
- ストーブやエアコン使用時も、最低でも 2 方向の扉や窓を 15 cm 以上開けて常時換気を行います。その際、適切な室温と湿度が保たれるよう配慮しますが、ご家庭でも、教室での常時換気を考慮した防寒対策など、登校時のお子さんの服装にご配慮ください。
- 休み時間は扉を全開にして、十分な換気を行います。
- 各教室に加湿空気清浄機を設置し、継続して加湿と空気清浄を行います。

3 給食

- ①給食着
 - ・今年度も 1 人 1 着白衣を用意します。他の児童と共有することはありません。
- ②準備
 - ・事前チェックや消毒は、担任又は給食委員会担当が責任をもって行います。
 - ・各自の清潔なランチセットやランチョンマットを使わせてます。
→ランチセットを忘れた場合は、消毒済みの学校のを貸与します。
 - ・給食の運搬は児童の給食当番が行い、配膳は教員と児童の給食当番が行います。
 - ・配膳時は手指消毒を徹底し、給食当番以外は、手洗い後、静かに自分の席で待たせます。
 - ・給食をもらうときは、間隔をあけて並ぶようにします。
 - ・食べる直前まで、マスクを外さないようにします。
- ③食べる時
 - ・席の間隔を空けて、全員同一方向を向かせます。
- ④食後・片付け
 - ・時間差をつけて、必ずマスクをしてから各自で下膳するようにします。
 - ・牛乳パックなどが入ったゴミ袋は口をしっかりとしばり、きちんと始末をするようにします。
 - ・給食当番を終えたら、手を洗ってから昼休みにします。玄関を出るまではマスクは外しません。

4 清掃・消毒等

- 通常通りの班別清掃活動を行い、終了後の手洗い・消毒を徹底します。
- 校内の感染状況によっては、学年別清掃に変更します。
- 厚生労働省公表の資料に基づいて有効かつ安全な家庭用洗剤を用いて拭き掃除を行います。
- 手指の消毒、施設・設備の消毒にはエタノール消毒液を使用します。

5 休み時間等

【図書室】

- 図書室での本の貸し借りの対応は委員会の児童ではなく、職員が行います。
- 返却した本は、1 日おいてから、書棚に戻します。
- 入室前の手洗い・消毒や室内でのマスクを着用、複数名での閲覧禁止等、感染防止のルールに基づいて利用させます。
- 飛沫防止に配慮した座席配置にします。
- 図書室内の設備等の消毒をこまめに行います。

【休み時間】

- 外から校舎に入る際は必ず手指消毒をさせ、さらに石けんで手を洗わせます。
- 十分な距離をとれる屋外での遊びは、マスクを外して活動することなど児童の様子を確認し、必要に応じその都度声をかけます。
- 室内で遊ぶ際は、読書、お絵かき、粘土など自分の席で過ごせる遊びを勧めます。トランプやカルタなどカードゲーム類を使用する際は、密集や近距離にならないよう遊び方を指導し、前後の手洗いや手指消毒を徹底します。

6 学校生活の間に発熱や体調不良者が出たとき

- 体調不良等で保健室に来室した児童は、速やかに検温を行い、健康状態を確認します。
- 37℃以上の発熱、激しい咳、のどの痛み、頭痛、倦怠感等の感染が疑われる症状がある際は、速やかに下校させます。すぐにお迎えに来ていただくこととなりますので、緊急連絡先になっている番号に連絡がつきやすいようにしておいてください。
- 保護者の方が迎えにくるまで、児童を保健室で待たせます。その際、窓やドアを全開にし、他の児童は保健室へは入れずに廊下等で対応します。なお、複数の早退者がいる場合は、待機場所に会議室（臨時保健室）も利用します。

—参考—

☆警戒レベル3以上、まん延防止措置適用期間、緊急事態宣言期間の対応

〈実技教科〉

- 音楽…近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は行いません。
- 体育…体育館での活動は行いません。
- 家庭科…調理実習は行いません。

※季節性インフルエンザの診断を受けた場合には、「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師の指示を保護者が記入し、再登校するときに学校へ提出していただきます。